○標準倉庫寄託約款（乙）

（国土交通省告示第三百十一号）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　寄託の引受け（第三条・第四条）
第三章　寄託物の保管（第五条・第十六条）
第四章　寄託物の出庫（第十七条・第二十二条）
第五章　寄託物の返還（第二十三条・第二十八条）
第六章　寄託物の損害賠償（第二十九条・第三十一条）
第七章　寄託物の消滅（第三十二条・第三十七条）
第八章　雑則（第三十八条・第三十九条）
附則

第一章　総則

（約款の適用）

第一条　当会社の倉庫業を営む寄託については、この約款による。

２　当会社は、寄託者の承諾を得ることなく、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款と異なる定めをすることができる。

３　この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。

（倉庫業許可及び体系図）

第二条　当会社は、倉庫業許可及び体系図を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当会社のウェブサイトに掲載する。

２　前項の倉庫業許可及び体系図を変更する場合には、あらかじめ寄託者に周知するものとする。

（用語）

第三条　この約款において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

一　寄託物　寄託を受けた物品をいう。

二　寄託者　当会社と寄託物の保管に関する契約（以下「寄託契約」という。）を締結した者をいう。

三　倉庫証券　寄託物の保管に関する証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）に規定する倉庫証券をいう。）をいう。

四　倉庫証券の所持人　倉庫証券の所持人（倉庫証券に裏書の連続により表示されている者を含む。）をいう。

五　倉庫証券の裏書　倉庫証券の裏書（倉庫証券に裏書の連続により表示されている者から裏書を受けた者を含む。）をいう。

六　倉庫証券の裏書人　倉庫証券の裏書をした者をいう。

七　倉庫証券の被裏書人　倉庫証券の裏書を受けた者をいう。

八　倉庫証券の裏書の連続　倉庫証券の裏書が、その倉庫証券の所持人から始まり、その裏書人の次に被裏書人として表示されている者がその裏書人であるものとされ、かつ、その被裏書人の次に被裏書人として表示されている者がその被裏書人であるものとされ、これらの者が、その倉庫証券の裏書の連続により表示されていることをいう。

九　倉庫証券の裏書の連続による表示　倉庫証券の裏書の連続により表示されていることをいう。

第二章　寄託の引受け及び寄託物の入庫

（寄託証券の交付の原則）

第四条　当会社は、寄託物の寄託を引き受けたときは、寄託者に対し、その寄託物の引渡しを請求するものとする。

２　当会社は、寄託者が寄託物の引渡しを請求しないときは、当該寄託者に対し、その寄託物の引渡しを請求しないことを理由として、寄託物の保管を拒絶することができる。

（寄託証券の交付）

第五条　当会社は、寄託者から寄託物の引渡しを受けたときは、遅滞なく、当該寄託者に対し、次の事項を記載した倉庫証券を交付しなければならない。

一　寄託物の種類、品名、数量、重量又は容積の種別及び記号・番号

二　寄託者の氏名又は名称、住所及び倉庫証券番号

三　倉庫証券の作成年月日

四　倉庫証券の所持人を指定するときは、その旨

五　倉庫証券の裏書の禁止の旨

六　寄託物の寄託年月日

七　寄託物の保管場所

八　寄託物の保険価額

九　寄託物の保管料

十　寄託物の荷造の種類、個数及び記号・番号

十一　寄託物の容積、品質及び価格

十二　寄託物の保管期間

十三　寄託物の出庫の条件

十四　寄託物の返還の条件

十五　寄託物の損害賠償の条件

十六　寄託物の消滅の条件

十七　寄託物の保管料の支払の条件

十八　寄託物の保険の条件

十九　寄託物の荷造の不良その他の事由により寄託物の保管に支障があるときは、その旨

２　当会社は、寄託者が寄託物の引渡しを請求しないときは、当該寄託者に対し、その寄託物の保管に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。

３　当会社は、寄託者が寄託物の引渡しを請求しないことを理由として、寄託物の保管を拒絶することができない。

（寄託者の請求による倉庫証券の交付）

第六条　当会社は、寄託者から寄託物の引渡しを受けたときは、その寄託物の引渡しを請求しないことを理由として、その寄託者に対し、倉庫証券の交付を請求することができる。

２　当会社は、寄託者が倉庫証券の交付を請求しないときは、その寄託者に対し、その寄託物の保管に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。

３　当会社は、寄託者が倉庫証券の交付を請求しないことを理由として、寄託物の保管を拒絶することができない。

（倉庫証券の裏書）

第七条　倉庫証券の裏書は、当該倉庫証券の裏書人が、その倉庫証券の所持人から始まり、その裏書人の次に被裏書人として表示されている者がその裏書人であるものとされ、かつ、その被裏書人の次に被裏書人として表示されている者がその被裏書人であるものとされ、これらの者が、その倉庫証券の裏書の連続により表示されていることをもつてしなければならない。

２　倉庫証券の裏書は、その倉庫証券の裏書人が、その倉庫証券の裏書の連続による表示されていることを証明した者に対してしなければならない。

３　倉庫証券の裏書は、その倉庫証券の裏書人が、その倉庫証券の裏書の連続により表示されていることを証明した者に対してしなければならない。

４　倉庫証券の裏書は、その倉庫証券の裏書人が、その倉庫証券の裏書の連続により表示されていることを証明した者に対してしなければならない。

５　倉庫証券の裏書は、その倉庫証券の裏書人が、その倉庫証券の裏書の連続により表示されていることを証明した者に対してしなければならない。

６　倉庫証券の裏書は、その倉庫証券の裏書人が、その倉庫証券の裏書の連続により表示されていることを証明した者に対してしなければならない。

７　倉庫証券の裏書は、その倉庫証券の裏書人が、その倉庫証券の裏書の連続により表示されていることを証明した者に対してしなければならない。

８　倉庫証券の裏書は、その倉庫証券の裏書人が、その倉庫証券の裏書の連続により表示されていることを証明した者に対してしなければならない。

９　倉庫証券の裏書は、その倉庫証券の裏書人が、その倉庫証券の裏書の連続により表示されていることを証明した者に対してしなければならない。

１０　倉庫証券の裏書は、その倉庫証券の裏書人が、その倉庫証券の裏書の連続により表示されていることを証明した者に対してしなければならない。

１１　倉庫証券の裏書は、その倉庫証券の裏書人が、その倉庫証券の裏書の連続により表示されていることを証明した者に対してしなければならない。

１２　倉庫証券の裏書は、その倉庫証券の裏書人が、その倉庫証券の裏書の連続により表示されていることを証明した者に対してしなければならない。

１３　倉庫証券の裏書は、その倉庫証券の裏書人が、その倉庫証券の裏書の連続により表示されていることを証明した者に対してしなければならない。

１４　倉庫証券の裏書は、その倉庫証券の裏書人が、その倉庫証券の裏書の連続により表示されていることを証明した者に対してしなければならない。

１５　倉庫証券の裏書は、その倉庫証券の裏書人が、その倉庫証券の裏書の連続により表示されていることを証明した者に対してしなければならない。

１６　倉庫証券の裏書は、その倉庫証券の裏書人が、その倉庫証券の裏書の連続により表示されていることを証明した者に対してしなければならない。

１７　倉庫証券の裏書は、その倉庫証券の裏書人が、その倉庫証券の裏書の連続により表示されていることを証明した者に対してしなければならない。

１８　倉庫証券の裏書は、その倉庫証券の裏書人が、その倉庫証券の裏書の連続により表示されていることを証明した者に対してしなければならない。

１９　倉庫証券の裏書は、その倉庫証券の裏書人が、その倉庫証券の裏書の連続により表示されていることを証明した者に対してしなければならない。

２０　倉庫証券の裏書は、その倉庫証券の裏書人が、その倉庫証券の裏書の連続により表示されていることを証明した者に対してしなければならない。

２１　倉庫証券の裏書は、その倉庫証券の裏書人が、その倉庫証券の裏書の連続により表示されていることを証明した者に対してしなければならない。

２２　倉庫証券の裏書は、その倉庫証券の裏書人が、その倉庫証券の裏書の連続により表示されていることを証明した者に対してしなければならない。